

軽自動車税に係る減免確認はがきについて

必ずお読みください

軽自動車税の減免を適用中の方について、継続の可否を確認するため、減免確認はがき（以下、「はがき」といいます。）を送付しています。

つきましては、以下の＜記入方法＞に沿って、同封の「はがき」に記入し、送付期限までに御返送ください。状況にお変わりのない場合でも必ず御返送ください。

送付期限までに「はがき」の御返送がない場合は、令和9年度分以降の減免が適用されません。

送付期限

令和9年2月5日（金）
（当日消印有効）

＜記入方法＞

1

はがきに記載されている車両番号（標識番号）の所有者氏名を記入してください。

※ 令和8年12月8日現在で本市が把握している住所を印字しています。

2

減免の根拠となる手帳等をお持ちの方の氏名を記入してください。
納税義務者（所有者）と同じ方の場合、「同上」と記入してください。

車両番号（標識番号） 京都580 あ XXXX

住所 京都市中京区虎屋町566番地の1
井門明治安田生命ビル6階

納税義務者の方の氏名

電話番号

手帳をお持ちの方の氏名

ア 変更がありません。

イ 変更があります。⇒ 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11

4の場合 → 亡くなった日 令和 年 月 日

10の場合 → 新住所（市外）

3

御回答の内容について、確認する場合がありますので、平日の日中にお話しできる方の電話番号をお願いします。

4

2・3ページ目の「現況について」を御覧いただき、
アかイに必ず○をつけてください。
イに○をされた場合は、⑤へ

5

イに○をされた方は、2・3ページ目の「現況について」の該当する番号に○を記入してください。4又は10に○をされた方は、必要事項を御記入ください。

6

記入が終わりましたら、同封の「個人情報保護シール」を記入面に貼り付けていただき、ポストに投函してください。

現況について

以下の状況（１～１１）に該当する場合は、はがきの「イ 変更があります。」に○印をつけ、該当する番号にも○印をつけてください。

いずれにも該当しない場合は、はがきの「ア 変更がありません。」に○印をお願いします。

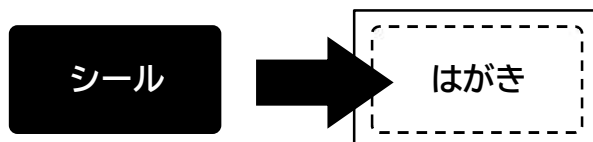
番号	状 況	はがき記入事項
1	減免を受けていた車両から、他の軽自動車又はバイクに乗り替えた。 ※普通自動車に乗り替えた方は、３ページの番号９を確認→	1に○印
2	家族（生計同一者※に限る）に譲渡・売却した。	2に○印
１・２の場合、減免終了となり、新しい車両（又は所有者）での減免申請をしていただく必要があります。 申請がお済みでない方は、翌年度の納期限までにお手続をお願いします。 ※ 生計同一者とは、日常生活の資を共通にしている親族等のことをいい、同居・別居は問いません。		
3	他の人（２以外の者）に譲渡・売却した。又は廃棄（スクラップ）した。	3に○印
３の場合、減免終了となります。 「軽自動車税廃車申告」がお済みでない方は、今年度末までにお手続をお願いします。 お手続をされていない場合、翌年度以降の軽自動車税を課税します。		
4	納税義務者（所有者）又は手帳の所持者が亡くなった。 当該車両を相続して使用される場合は、名義変更の手続が必要となります。手続方法については、車両によって窓口が異なりますので、３ページ下部のお問合せ先を御確認のうえ、お問い合わせください。	4に○印をし、亡くなった日を記入
5	減免対象となる手帳を返納した。	5に○印
6	納税義務者又は運転者が、手帳の所持者と生計同一でなくなった。	6に○印
7	療育手帳の「障害の程度」が「Ａ」でなくなった。	7に○印
8	精神障害者保健福祉手帳の「障害の程度」が「１級」でなくなった又は自立支援医療受給者証（精神通院）の受給者でなくなった。	8に○印
４～８の場合、減免終了となり、翌年度以降（事実発生日によっては今年度以前）の軽自動車税を課税します。 ただし、他の事由により減免対象となる場合は、翌年度の納期限までに再度、減免申請をお願いいたします。		

番号	状 況	はがき記入事項
9	普通自動車に乗り替え、普通自動車で減免申請した。	9に〇印
9の場合、減免終了となります。 ※ 減免適用は、普通自動車を含め手帳の所持者おひとりにつき1台に限ります。		
10	納税義務者（所有者）又は手帳の所持者が京都市外に転出した。	10に〇印をし、 新住所を記入
10の場合、減免終了となります。 転出先での減免については、転出先の市町村にお問合せをお願いします。		
11	運転者が変わった。	11に〇印
11の場合、再度減免申請が必要です。 申請がまだの方は、翌年度の納期限までにお手続をお願いします。		

ポスト投函前に、最終確認をお願いします

☒ 「ア」又は「イ 1～11」に〇印しましたか？

必要事項を御記入のうえ、点線内の文字が隠れるように「個人情報保護シール」をはがきに貼り付けてください（シールは貼り直しできます）。



お 問 合 せ 先	
軽自動車税の減免に関する お問合せ全般	京都市軽自動車税お問合せ窓口 TEL：(075) 213-5467 FAX：(075) 708-7026 【注】各区役所・支所内に窓口はありません。
原動機付自転車（125cc以下のバイク）、 ミニカー、小型特殊自動車の廃車等	
3輪・4輪の軽自動車の廃車や名義変更等	軽自動車検査協会 京都事務所 TEL：050-3816-1844
126cc以上のバイクの廃車や名義変更等	京都運輸支局 TEL：050-5540-2061

令和7年4月から、車検が必要な全ての車両について継続 検査(車検)窓口での納税証明書の提示が不要になりました。

※ただし、以下の場合は窓口又は郵送でお取り寄せください。手数料は無料です。

●乗替や名義変更等で新たに減免申請をされ、1箇月以内に車検を受ける場合

※ 区役所・支所では車検用納税証明書は発行していません。

車検用納税証明書の請求に御準備いただくもの

	納税義務者本人が請求される場合	代理人が請求される場合
窓口	本人確認書類(運転免許証等) 又は ※自動車検査証(車検証)のコピー	委任状及び代理人の本人確認書類(運転免許証等) 又は ※自動車検査証(車検証)のコピー
郵送	・余白に「車検用納税証明書請求」と電話番号を記入した※自動車検査証(車検証)のコピー ・切手を貼り、宛先・宛名を記入した返信用封筒	

※「自動車検査証(車検証)のコピー」に代わり、「自動車検査証記録事項のコピー」でも請求いただけます。

【郵送先住所】〒604-8171

京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町 566 番地の1 井門明治安田生命ビル6階
京都市軽自動車税事務所(分室)

【取扱窓口案内】

京都市軽自動車税事務所

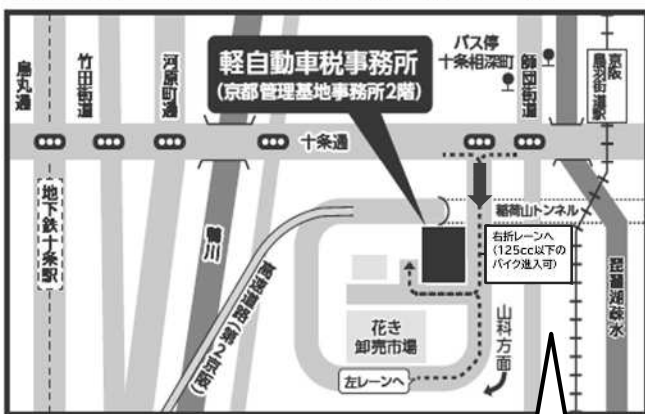
〒612-0002 伏見区深草中川原町13番地の7
京都管理基地事務所2階

※エレベータはありませんので、階段の御利用が困難な方は、玄関横のインターホンでお呼び出してください。

【京 阪】本線「鳥羽街道」から西へ5分

【市バス】南5号系統「十条相深町」徒歩3分

【地下鉄】「十条」出口1から東へ徒歩12分



十条通からお越しの場合は、鴨川東入口山科方面への進入路右側の右折専用車線に入ってください。(上図 ↓ 印)

京都市軽自動車税事務所(分室)

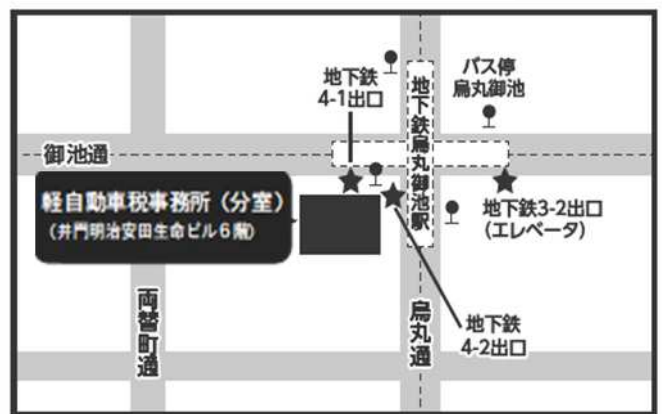
〒604-8171 中京区烏丸通御池下る虎屋町 566 番地の1
井門明治安田生命ビル6階

※駐車場・駐輪場(バイク・自転車)はありませんので、公共交通機関でお越しください。

【地下鉄】「烏丸御池」4-2出口

【市バス】「烏丸御池」すぐ

(エレベータで6階へ)



【お問合せ先】軽自動車税お問合せ窓口

電話:(075)213-5467